

訪問看護ステーションアシスト 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会医療法人社団三草会が開設する訪問看護ステーションアシスト（以下「ステーション」という）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という）が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が必要と認めた利用者に対し適正な事業を提供する事を目的とする。

（運営の方針）

第2条

- 1、指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護師等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2、指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護師等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3、事業の実施に当たっては関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1、名 称 訪問看護ステーションアシスト
- 2、所在地 札幌市東区本町2条4丁目8番20号 クラーク病院2階

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

管理者	1名	看護師兼務
看護師	10名	（常勤職員9名 非常勤職員1名）
理学療法士	5名	（常勤職員5名）
作業療法士	5名	（常勤職員5名）
言語聴覚士	1名	（非常勤職員1名）
事務員	2名	（常勤職員2名）

- 1、管理者はステーションの従業員の管理及び事業の利用申込みに係わる調整、実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに自らも訪問看護の提供に従事する。従業員の資質向上のために研修、教育計画を制作し、従業員からの相談に応じる。
- 2、看護師は主治医の指示に基づき訪問看護計画書及び訪問看護報告書（看護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。）を作成し訪問看護の提供に当たる。理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士は主治医の指示に基づき、利用者の機能訓練よりリハビリテーションに従事する。

3、事務員は保険請求業務、一般事務及び庶務に関することに従事する。

（営業日及び営業時間）

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1、営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし祝祭日、12月30日から1月3日までは休日とする。
- 2、営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。
- 3、電話等により24時間連絡対応可能とする。（必要な場合は別に契約）

（通常の事業の実施地域）

第6条 通常の事業の実施地域は札幌市東区、北区、中央区、白石区とする。

（事業の内容）

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 主治医の指示書に基づき、病状の観察と処置を行う
- (2) 体位交換、食事、排泄等の相談と指導を行う
- (3) 清拭、洗髪、入浴等の相談と指導を行う
- (4) 褥瘡の処置、カテーテル等の管理を行う
- (5) 機能訓練によるリハビリテーションを行う
- (6) 利用者の家族に対して、介護の相談と指導を行う
- (7) その他

（緊急時等における対応方法）

第8条

- 1、看護師等は、事業を実施中に利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行う事とする。
- 2、看護師等が前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（秘密保持）

第9条

- 1、看護師等は業務上知りえた利用者又は家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、漏らす事はない。
- 2、看護師等で有った者は従業者で無くなった後においても、これらの秘密を保持する。
- 3、看護師等は利用者又はその家族から同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報を用いない。

（事故処理）

第10条 事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、区、家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

（苦情処理）

第11条 事業に係わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

◎責任者及び苦情窓口

管理者 谷村裕子 連絡先（電話）780-5201

◎ステーション以外

東区役所 保健福祉課 741-2400

白石区役所 保健福祉課 861-2400

北区役所 保健福祉課 757-2400

中央区役所 保健福祉課 231-2400

北海道国民健康保険団体連合会 苦情処理担当 231-5161

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第12条

- 1、事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
 - （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - （2）虐待の防止のための指針を整備する。
 - （3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - （4）前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2、前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

（身体拘束等の禁止）

第13条

- 1、事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2、事業所はやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

（業務継続計画の策定等）

第14条

- 1、事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。
- 2、事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3、事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第15条 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努める。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する、クラーク病院感染対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）に定期的に参加するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業者における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業者において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練（クラーク病院感染対策講習会）に定期的に参加する。

（ハラスメント対策）

第16条

- 1、事業所は、従業者に対し安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築け、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じる。
- 2、事業所は、従業者が利用者・利用者の家族からハラスメントを受け、相当と認められる場合、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約解除の措置を講じる。

（利用料）

第17条 事業を提供した時の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、ステーションが利用者から支払いを受けるものとする。

（その他利用料）

第18条

- 1、下記に上げる訪問看護を提供した場合は、その他利用料として下記金額の支払いを利用者から受けるものとする。

<介護保険利用：通常の実施区域を越えて訪問看護を実施した場合の交通費>

- | | |
|-----------------------------|---------------|
| (1) ステーションから 片道10km以上15km未満 | 400円 (税込440円) |
| (2) ステーションから 片道15km以上30km未満 | 600円 (税込660円) |
| (3) ステーションから 片道30km以上 | 800円 (税込880円) |

<介護保険利用：各種料金>

- | | |
|-----------------------------------|---------------------|
| (1) 超過料金（看護師訪問で1時間半を超過した場合）30分につき | 800円 (税込880円) |
| (2) 超過料金（リハビリ職員で1時間を超過した場合）30分につき | 800円 (税込880円) |
| (3) 死後の処置利用料 | 10,000円 (税込11,000円) |

<医療保険利用：交通費>

- | | |
|----------------------------|---------------|
| (1) ステーションから 往復2km未満 | 100円 (税込110円) |
| (2) ステーションから 往復2km以上5km未満 | 200円 (税込220円) |
| (3) ステーションから 往復5km以上10km未満 | 400円 (税込440円) |
| (4) ステーションから 往復10km以上 | 600円 (税込660円) |

<医療保険：各種料金>

- | | |
|-----------------------------------|-------------------|
| (1) 超過料金（看護師訪問で1時間半を超過した場合）30分につき | 800円 (税込880円) |
| (2) 超過料金（リハビリ職員で1時間を超過した場合）30分につき | 800円 (税込880円) |
| (3) 休日料金（2時間まで） | 3,200円 (税込3,520円) |

(4) 時間外料金 (17 時～18 時まで) 30 分につき	800 円 (税込 880 円)
(5) 公共交通機関利用	実費
(6) 営業車利用 (深夜の訪問を希望された場合)	実費
(7) 有料駐車場利用	実費
(8) 衛生材料等に要する費用	実費
(9) 死後の処置利用料	10,000 円 (税込 11,000 円)

2、費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

3、キャンセル料

事前連絡なく訪問時不在だった場合、利用料（10 割）の半額を受けるものとする。
 (医療保険利用者は交通費含む)

4、領収書の交付

基本利用料及びその他の利用料の支払いを受けた場合、それぞれの費用ごとに区分して記載した領収書を利用者に交付するものとする。
 再発行は不可とする。

（その他の運営についての留意事項）

第 19 条

- 1、ステーションは訪問看護療養費に関する訪問看護ステーションの基準に係る届出等を北海道厚生局に提出している。
- 2、ステーションは介護給付費算定に係る体制等に関する届出を札幌市に提出している。
- 3、ステーションは看護師等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 4、ステーションは看護師等に対して健康診断を受けさせるなど、健康状態の把握に努める。
- 5、この規定に定めている事項の他、運営に関する重要事項は社会医療法人社団三草会と、ステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は平成 12 年 4 月 1 日から施行する
 この規定は平成 13 年 4 月 1 日から施行する
 この規定は平成 16 年 4 月 1 日から施行する
 この規定は平成 18 年 3 月 1 日から施行する
 この規定は平成 18 年 4 月 1 日から施行する
 この規定は平成 19 年 6 月 1 日から施行する
 この規定は平成 19 年 8 月 1 日から施行する
 この規定は平成 23 年 2 月 1 日から施行する
 この規定は平成 25 年 9 月 1 日から施行する
 この規定は平成 26 年 4 月 1 日から施行する
 この規定は平成 28 年 4 月 1 日から施行する
 この規定は令和 1 年 10 月 1 日から施行する
 この規定は令和 6 年 6 月 1 日から施行する